

政令第八十九号

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の二、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六百六十四号）第二十条第三項、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の二において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十三条第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省組織令の一部改正）

第一条 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第七百七十五条第十二号、第九百九十八条第六号及び第二百十三条中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

第二百二十条（見出しを含む。）中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

第二百二十二条第一項第一号中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「百分の三十三（その行う落下傘降下作業に携行する装備品の種類を考慮して防衛大臣が定める落下傘隊員にあつては、その行う落下傘降下作業の危険性及び困難性に応じて防衛大臣が定めるところにより百分の三十・二五又は）」を「百分の三十・二五（落下傘を利用して行う装備品及び食糧その他の需品の補給に関する教育訓練及び調査研究の支援のための落下傘降下作業を行うことを本務とする隊員として防衛大臣の定める者にあつては、）」に改め、同条第五項中「より百分の三十三」の下に「、百分の三十・二五」を加え、「百分の三十三を」を「百分の三十九・六を」に改める。

別表第二防衛大学校の項の前に次のように加える。

別表第五異常圧力内作業等手当の項中「又は飛行適応検査」を「飛行適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発」に改め、同表感染症看護等手当の項中「准看護師」の下に「（俸給の調整額の支給を受ける者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「札幌試験場」を「千歳試験場」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法

律施行令の一部改正)

3 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法

律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表の四の項第六号中「防衛装備庁札幌試験場」を「防衛装備庁千歳試験場」に改める。

理由

防衛省の統合幕僚監部の参事官の定数を改めるとともに、防衛装備庁札幌試験場の名称を変更するほか、落下傘隊員手当の月額を改める等の必要があるからである。